

はじめに

警察庁の自殺統計に基づく、平成26年中に自殺した若年層（ここでは40歳未満を若年層とする）の自殺者数は6,581人で、全自殺者数2万5,218人の26.1%である¹。しかしながら、全自殺者数が減少していく中で、若年層の自殺者数の減少幅は他の年齢階級に比べて小さいものとどまっている。自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）をみると、20歳代、30歳代の自殺死亡率は、自殺者数が急激に増加した平成9年の水準には戻っていない。一方、50歳代以上においては既に、平成9年の水準にまで自殺死亡率は低下している。

若年層（男女計）の死因順位をみると、15歳から39歳までの死因は、自殺が第1位である（12ページ第1-9表参照）。また、世界保健機関（WHO）の資料によると、15～34歳までの我が国の若い年齢階級の自殺死亡率は、他の先進国と比べて高いものとなっている²（13ページ第1-10図参照）。

このように若年層の自殺は依然、深刻な問題であり、喫緊な対応が求められている。

（今回の特集の構成・考え方）

今回の特集では、このように喫緊な課題である若年層の自殺をめぐる状況の把握、分析を行うことを通して、若年層の自殺における特徴を捉えることを意識した。さらに、若年層の自殺にいかに対応していくかを考察し、若年層向け自殺対策の一案を示すことを試みる。

本特集の構成としては、第1項において、長期的な若年層の自殺者の動向や、若年層の

自殺の特徴も含め、若年層の自殺をめぐる状況全般についてみていく。

それ以降の項においては、若年層の置かれている個々の状況に沿って、自殺者の特徴をみていく。若年層といっても、ライフステージや立場ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっているからである。

例えば、10歳代までは、小・中・高等学校、大学等の児童生徒、学生である者が多い。20歳代前半から後半にかけては、就職し、職場における多様な人間関係を経験する者も多くなる。30歳代になると、婚姻や子育て等をめぐり家庭生活の比重が重くなる者や、職場における責任が重くなってくる者も増えてくる。一方では、20歳代、30歳代で就職できないでいる、あるいは、離職を余儀なくされる者もいる。

このため、若年層の自殺者を、警察庁の自殺統計の分類も踏まえ、「有職者（自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人）」、「無職者（失業者、主婦、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者等）」、「学生・生徒等（小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等）」といった分類に沿ってみていく。なお、それぞれの自殺者数（平成26年）をみると、有職者（自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人）の自殺者数は3,061人、無職者（失業者、主婦、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者等）の自殺者数は2,582人、学生・生徒等（小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等）の自殺者数は866人である。

1 通常、自殺対策白書等で公表している警察庁自殺統計の年間自殺者数等の値は、基本的に発見日（その年に発見された自殺者の数）を基準として集計したものをを用いるが、本特集においては、原則として自殺日を基準として集計をしているため、前節までとは数値が異なる。

2 反面、我が国においては、事故や殺人による死亡率がこれらの国に比べて低い。